

市の財政状況をお知らせします

財政が悪化することを未然に防ぐために

平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」）」が制定されました。この法律により、自治体は自らの財政状態を公表して市民からのチェックを受け、財政破綻を未然に防ぐために積極的に財政状況の改善に努めることが義務付けられています。

財政健全化法に基づいて、市の平成26年度決算に基づく財政状況、特に赤字や資金不足、公債費などの状況についてお知らせします。

会津若松市の財政指標はおおむね健全です

財政健全化法で規定されている市の財政状況を示す指標は、健全化判断比率と資本不足比率です。

市の平成26年度決算では、赤字や資金不足はなく、公債費などの比率も前年度決算より改善し、また、法律で定める基準内に収まっていることから、財政

健全化法に基づく市の指標はおおむね健全です。

人口の減少や少子高齢化の進行などにより、市の収入の減少が予想されますが、こうした状況下でも、市民に安定した行政サービスを提供できるよう、市では今後も事務や事業などの見直しによる歳出の削減や、決算の剰余金の積み立てに努めていきます。

なお、詳しい財政状況は市のホームページで見ることが出来ます。

●問い合わせ…財政課 ☎39-1203

あなたの声に市長が答えます

Q 外国人観光客をよく見掛けるようになりましたが、本市の取り組みなどを教えてください。

A 本市では、誰が訪れても温かくお迎えするまちを目指し、さまざまな取り組みを行ってきました。その中で外国人観光客については、英語や中国語、韓国語による多言語での観光パンフレットやホームページを作成し、本市の魅力の発信に努めるとともに、案内看板やまちなか周遊バスの停留所などの多言語表記化を行い、市内を迷わずに回れるようにしました。また、外国人向け観光ボランティアガイドを創設したり、会津の伝統工芸の手順を多言語で説明する体験シートを作成して歴史や文化を体験しやすくしたり、主な観光施設などで外国人観光客からの要望が非常に多い無料のWi-Fi（無線でインターネットに接続できる環境）の整備を行ったりして、受け入れ環境の充実を図ってきました。

今後もこうした取り組みを継続的に行っていますが、本市を訪れた人に満足してもらうためには、市民の皆さんのご協力も重要です。見知らぬ地を訪れたときに、「地元の人に親切にもらった」「笑顔であいさつをもらった」という体験だけでも、とても良い思い出になると思います。ここ数年で日本を訪れる外国人の数が大幅に増加している中、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、さらなる増加が見込まれています。外国人観光客にとって印象深く、また来てみたいと思える、おもてなしにあふれたまちになるよう、市民の皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

●詳しくは…観光課 ☎39-1251)へ



鶴ヶ城の各所で、タッチペンを使って4カ国語の案内を聞くことができる実証実験を行っています(11月30日まで)

●市長への手紙の送付先・問い合わせ…秘書広聴課 ☎39-1206 〒965-8601※住所不要 FAX 39-1402)

本市の財政状況

(平成26年度の決算時点)

1 市の財政を健全化判断比率から見る

健全化判断比率とは、実質的な赤字や資金不足額、公債費などを標準財政規模の額で割ったものです。財政健全化法では、これらの比率ごとに「早期健全化基準」・「財政再生基準」を定め、この基準を超える自治体に対しては、財政の早期健全化や財政の再生に取り組むように義務付けています。

市の平成26年度決算では赤字はなく、各比率も前年度決算に比べて改善し、また、基準内に収まっています。

しかし、市の実質公債費比率は県内13市の平均の9.9%や類似団体の平均の7.1%と比較すると高い水準にあるため、今後も引き続き、より健全な財政運営のために公債費の低減に努めていきます。

健全化判断比率

項目	26年度決算	25年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	類似団体平均
実質赤字比率	—	—	11.85%	20.00%	
連結実質赤字比率	—	—	16.85%	30.00%	
実質公債費比率	12.6%	14.4%	25.00%	35.00%	7.1%
将来負担比率	39.3%	53.2%	350.0%		44.1%

※赤字額がないものは—と表記

〔表中の語句説明〕

▶実質赤字比率…一般会計などの実質的な赤字額の標準財政規模に対する比率▶連結実質赤字比率…自治体の全ての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率▶実質公債費比率…自治体が負担する公債費の標準財政規模に対する比率▶将来負担比率…自治体が将来にわたり負担する債務の標準財政規模に対する比率▶類似団体…総務省が全国の市町村を人口規模、産業構造などでグループに分類。本市が属するグループは本市を含めて88市で構成

2 公営企業の経営を資金不足比率から見る

資金不足比率とは、公営企業の事業規模に対する資金の不足額の割合です。公営企業の資金不足比率が財政健全化法の基準以上となる場合は、公営企業の経営の改善に取り組まなければなりません。本市には、資金不足を生じた公営企業がないため、おおむね健全な経営が行われているといえます。

※標準財政規模…合理的・妥当な水準で行政を行うための標準的な財政の規模

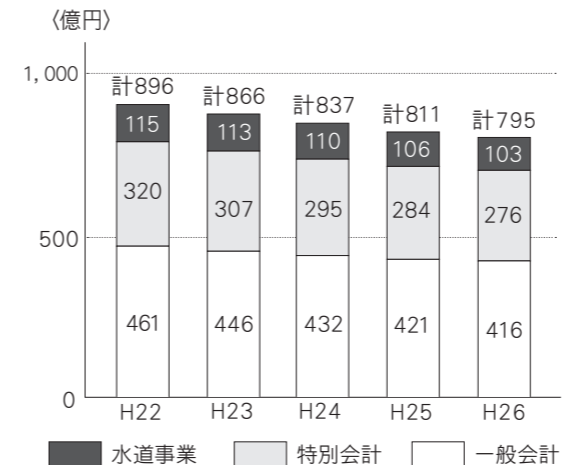
参考 本市の財政状況を示すそのほかの指標

市債残高の推移から見る

市債は、公共施設や道路などの整備に充てるための市の借入金です。借り入れ後、5年から30年かけて返済をしていきます。この毎年の返済額が公債費です。

市では、公債費を抑制するため、新たな市債の発行額を元金返済額以下にするようにして、市債残高の低減に努めています。

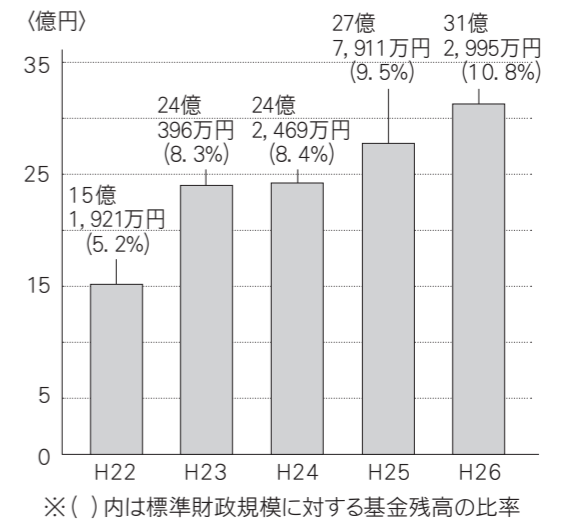
市債残高の推移



財政調整基金残高の推移から見る

財政調整基金は、財源が不足する事態や災害などに対応するため、自治体が積み立てる「貯金」のようなものです。その額は、標準財政規模の10%程度が適正といわれています。市では毎年、決算による剰余金の積み立てに努めています。

財政調整基金残高の推移



※()内は標準財政規模に対する基金残高の比率

経常収支比率の推移から見る

「経常収支比率」とは、人件費や公債費などの毎年決まって支出する経費を、市税や普通交付税などの毎年決まって入ってくる収入額で割ったものです。この比率は自治体の財政の弾力性を示し、数値が低いほど、新たな行政需要に対して自治体が柔軟に対応できることを表します。一般に70~80%が適正とされています。平成26年度の本市の比率は、歳入の地方消費税交付金の増加や、歳出の公債費などが減少したことと改善しています。

経常収支比率の推移

年度	比率
平成22年度	85.8%
平成23年度	89.2%
平成24年度	88.3%
平成25年度	90.6%
平成26年度	89.8%
類似団体の平均(参考)	91.2%